

由利本荘市行政改革推進委員会条例

平成17年12月22日

条例第304号

改正 平成22年3月26日条例第5号

(設置)

第1条 市の行政改革の推進に資するため、由利本荘市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市が行う行政改革に関する大綱の策定及びその推進に対して意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、市政について優れた識見を有する者の中から、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて市長が招集し、委員会の会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、由利本荘市総務部において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第5号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

令和4年度 由利本荘市行政改革推進本部組織図

第4次行政改革大綱の方針
 社会情勢が急速に変化していく中、多種多様な行政需要や複雑化する課題に的確かつ効率的に取り組んでいくことが求められています。
 本市では「由利本荘市総合計画(新創造ビジョン)」を最上位計画と位置付け、目指すまちの将来像を『人と自然が共生する躍動と創造の都市(まち)～新たな「由利本荘市」への進化～』と定め、それを実現するための最重要課題を「人口減少に歯止めをかける」としております。また、5つのまちづくり基本政策を定め、市民の安全・安心・快適な生活環境の向上と市の成長・発展を目指すとしています。
 これら総合計画の目指す姿の実現に向け、限られた経営資源を効果的・効率的に活用し、行政の重要な役割である市民の福祉の向上と安定的で質の高いサービスを持続的に提供するため、基本方針を「持続可能な行財政運営の推進」として、より一層の行政改革に取り組むものとしします。

重点項目
 1. 市民目線による市政運営
 2. 効率的な行政運営
 3. 健全な財政運営

実施期間
 令和2年度から令和6年度までの5年間

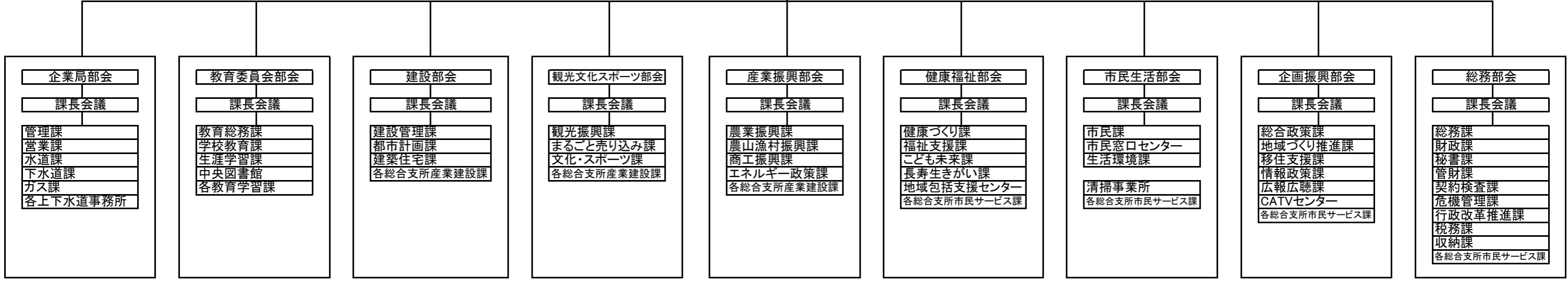
由利本荘市行政改革推進本部
 本部長：湊市長
 副本部長：佐々木副市長、三森副市長
 本部長：教育長、企業管理者、総務部長、企画振興部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、観光文化スポーツ部長、建設部長、教育次長、企業局長、消防長、総合支所長
 ◎ 行政改革推進に係る最高決定機関

由利本荘市行政改革推進委員会
 (民間委員)
 ◎ 行政改革推進への意見・助言
 ※任期2年 委員7名

意見・助言

由利本荘市行政改革推進検討委員会
 委員長：総務部長
 副委員長：企画振興部長
 委員：市民生活部長、健康福祉部長、産業振興部長、観光文化スポーツ部長、建設部長、教育次長、企業局長、消防長、総合支所長
 ◎ 行政改革大綱・実施計画に関する調整会議
 ◎ 行政改革推進本部の会議に付すべき事案の協議など

事務局：行政改革推進課長(主管課長)、総務課長、財政課長、総合政策課長



※部 会：各部長を部会長として、各部所管の取り組み課題について個別調査、研究を実施し、取り組みを推進する。
 専門部会：複数の部会に係る取り組み課題に対処するため、部会を横断して個別調査、研究を実施し、取り組みを推進する。